

## 報告第 2 号

瑞穂市収納金の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する訓令について

瑞穂市収納金の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する訓令を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

令和 2 年 3 月 2 3 日提出

瑞穂市長 森 和 之

### 提案理由

「保育所保育料」について、幼児教育・保育の無償化により、3歳未満児の保育料と3歳以上児の給食費の徴収が必要になったことから「保育所保育料等」に改め、「幼稚園保育料」については、幼稚園保育料のほかに交通安全協力費を徴収していることから、「幼稚園保育料等」に改めるため、要綱の一部改正を行ったもの。

瑞穂市訓令第2号

庁中一般

瑞穂市収納金の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月9日

瑞穂市長 森 和 之

瑞穂市収納金の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する訓令

瑞穂市収納金の口座振替収納事務取扱要綱（平成15年瑞穂市訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号及び第7号を次のように改める。

（6）幼稚園保育料等

（7）保育所保育料等

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

瑞穂市訓令第2号

庁中一般

瑞穂市収納金の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月9日

瑞穂市長 森 和 之



瑞穂市収納金の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する訓令

瑞穂市収納金の口座振替収納事務取扱要綱（平成15年瑞穂市訓令第18号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 幼稚園保育料等

(7) 保育所保育料等

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

報告第3号

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱を制定する告示について

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱を制定する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

令和2年3月23日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

瑞穂市立保育所以外の保育所、認定子ども園、特定地域型保育事業所を利用する多子世帯の保護者に副食費を助成するため、要綱を制定するもの。

瑞穂市告示第36号

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱  
を次のように定める。

令和2年3月16日

瑞穂市長 森 和 之

# 瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この告示は、保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、市内に住所を有し、かつ、満18歳未満の児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。以下「児童」という。）を3人以上扶養している世帯の保護者が保育所等に支払うべき食事の提供に要する費用のうち第3子以降の児童の副食の提供に要する費用（以下「副食費」という。）を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する業務を目的とする施設であって、同法第35条第3項の規定による届出をし、又は同条第4項の認可を得ているものをいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 特定地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する特定地域型保育の事業を行う事業所をいう。
- (4) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第1項に規定する認定を受けている保護者をいう。

## (助成対象者)

第3条 この告示による副食費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、教育・保育給付認定保護者及びその者と同一の世帯に属する者についての子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第2号の規定による市町村民税所得割合算額が97,000円未満の世帯において、教育・保育給付認定保護者が現に扶養している児童が3人



以上いる場合であって保育所等（瑞穂市立保育所を除く。）を利用する第3子以降の児童（法第19条第1項第2号に該当し、副食費の支払が必要な児童をいう。）について副食費の支払を行う保護者とする。

（助成の範囲）

第4条 助成の対象となる副食費は、助成対象者に係る児童が利用する施設から食事の提供を受けた場合に助成対象者が保育所等に支払うべき副食費とする。

（助成の方法）

第5条 副食費の助成は、助成対象者に対して副食助成費を支給することによって行うものとする。

（副食助成費の額）

第6条 副食助成費の額は、1月につき、児童1人当たり4,500円（助成対象者が現に支払った副食費の額が4,500円を下回る場合には、現に支払った副食費の額）とする。

（副食助成費の支給の申請）

第7条 副食助成費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、副食助成費支給申請書（様式第1号）を4月分から8月分については8月末日、9月分から翌年3月分については3月末日までに市長に申請するものとする。ただし、市長が特別の事情によりやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（決定の通知）

第8条 市長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定し、副食助成費支給決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者にその旨を通知するものとする。

（副食助成費の請求）

第9条 申請者は、副食助成費の支給の決定の通知を受けたときは、副食助成費請求書（様式第3号）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（1）助成対象者が支払った副食費の額を証する書類

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(副食助成費の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により副食助成費の支給を受けた者があるときは、その者に対し、その支給した額の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、副食費の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

副食助成費支給申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

印

電 話

対象児童との続柄

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱第7条の規定により申請します。なお、申請内容の確認のため、市が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳情報及び同一世帯員の課税情報を閲覧・調査・確認することに同意します。

1 対象児童氏名 \_\_\_\_\_

2 利用施設名 \_\_\_\_\_

3 申請期間 年 月 から 年 月

第 号  
年 月 日

様

瑞穂市長



副食助成費支給決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった副食助成費については、次のとおり決定したので、瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱第8条の規定により通知します。

1 支給決定対象児童

氏名 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

決定期間 年 月 から 年 月

2 却下の理由

副食助成費請求書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

㊞

電 話

対象児童との続柄

瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱第9条の規定に基づき、次の金額を交付くださるよう請求します。

1 請求金額

対象児童氏名	施設名	利用月	支払った副食費(a)	aと4,500円を比較し、少ない額(b)
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円

交付申請額

(bの合計)

円

2 振込先

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行		信用金庫		本店	
	普通	当座	農協	信用組合	支店	出張所
	納税	貯蓄	口座番号			
ゆうちょ銀行	記 号			番 号		
フリガナ						
口座名義人						

添付書類 副食費の額を証する書類

報告第4号

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について  
瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和2年3月23日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

私立保育所等が実施する保育環境改善等事業補助金及び保育補助者雇上強化事業について、市の補助事業に追加したため改正を行うもの。

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）の一部を次のように改正する。

別表低年齢児保育促進事業補助金の項中「保育所等」を「認定こども園及び保育所」に改め、同表保育体制強化事業補助金の項中「別表5項3号」を「別表5項2号」に改め、同表に次のように加える。

保育環境改善等事業補助金	利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、必要な機器の購入等を行う保育所等（新型コロナウイルス感染症対策として行うものに限る。）	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表に定める基準額の範囲内	事業完了後
保育補助者雇上強化事業補助金	保育補助者の雇上げを行う保育所等	県補助金交付要綱別表5項1号の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（保育環境改善等事業補助金の項に係る部分に限る。）は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の規定は、令和2年1月16日から適用する。

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
補助金の種類	補助要件	算定基準	補助金の請求	補助金の種類	補助要件	算定基準	補助金の請求
低年齢児保育促進事業補助金	低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入所した市内所在の認定こども園及び保育所	岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）別表3項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回	低年齢児保育促進事業補助金	低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入所した市内所在の保育所等	岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）別表3項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回
利用者支援事業補助金	利用者支援事業を実施する市内所在の保育所等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	年2回	利用者支援事業補助金	利用者支援事業を実施する市内所在の保育所等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	年2回
延長保育対策費補助金	延長保育事業を実施する市内所在の	子ども・子育て支援交付金交付要綱別	年2回	延長保育対策費補助金	延長保育事業を実施する市内所在の保育所等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基	年2回



	保育所等	紙第3欄に定める基準額の範囲内				準額の範囲内	
一時預かり事業費補助金	一時預かり事業を実施している保育所等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	年2回		一時預かり事業を実施している保育所等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	年2回
地域子育て支援センター事業費補助金	地域子育て支援センター事業を実施する市内所在の保育所等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	年2回		地域子育て支援センター事業を実施する市内所在の保育所等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	年2回
運営費補助金	市内所在の保育所等で保育事業を実施するために必要な運営費用	市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内	事業等を実施した月の翌月10日までに実施相当分を超えない額		市内所在の保育所等で保育事業を実施するために必要な運営費用	市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内	事業等を実施した月の翌月10日までに実施相当分を超えない額
療育支援体制強化事業費補助金	療育支援補助者を配置する認定こども園及び保育所	岐阜県療育支援体制強化事業費補助金交付要綱別表に定める基準額の範囲内	年2回		療育支援補助者を配置する認定こども園及び保育所	岐阜県療育支援体制強化事業費補助金交付要綱別表に定める基準額の範囲内	年2回
保育所等業務効率化推進事業費補助金	保育士の業務負担を軽減するため、①保育に関する計画・記録に関する機	保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育所等業務	事業完了後		保育士の業務負担を軽減するため、①保育に関する計画・記録に関する機	保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育所等業務	事業完了後

	能、②園児の登園及び降園の管理に関する機能及び③保護者との連絡に関する機能を有するシステムを導入する市内所在の保育所等	効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）及び保育所等事故防止推進事業分）交付要綱別表に掲げる基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の4分の3の範囲内			び降園の管理に関する機能及び③保護者との連絡に関する機能を有するシステムを導入する市内所在の保育所等	保育所等におけるICT化推進事業）及び保育所等事故防止推進事業分）交付要綱別表に掲げる基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の4分の3の範囲内	
保育体制強化事業補助金	保育支援者を配置する認定こども園及び保育所	県補助金交付要綱別表5項2号の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回	保育体制強化事業補助金	保育支援者を配置する認定こども園及び保育所	県補助金交付要綱別表5項3号の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回
保育環境改善等事業補助金	利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、必要な	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表に定める	事業完了後				

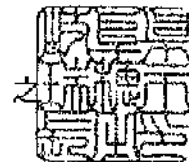
	<u>機器の購入等を行う保育所等（新型コロナウイルス感染症対策として行うものに限る。）</u>	<u>基準額の範囲内</u>	
<u>保育補助者雇上強化事業補助金</u>	<u>保育補助者の雇上げを行う保育所等</u>	<u>県補助金交付要綱別表5項1号の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内</u>	<u>年2回</u>

瑞穂市告示第40号

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月18日

瑞穂市長 森 和



瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）の一部を次のように改正する。

別表低年齢児保育促進事業補助金の項中「保育所等」を「認定こども園及び保育所」に改め、同表保育体制強化事業補助金の項中「別表5項3号」を「別表5項2号」に改め、同表に次のように加える。

保育環境改善等事業補助金	利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、必要な機器の購入等を行う保育所等（新型コロナウイルス感染症対策として行うものに限る。）	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表に定める基準額の範囲内	事業完了後
保育補助者雇上強化事業補助金	保育補助者の雇上げを行う保育所等	県補助金交付要綱別表5項1号の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（保育環境改善等事業補助金の項に係る部分に限る。）は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の規定は、令和2年1月16日から適用する。

## 議案第 9 号

瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画（案）の策定について

瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画（案）の策定について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

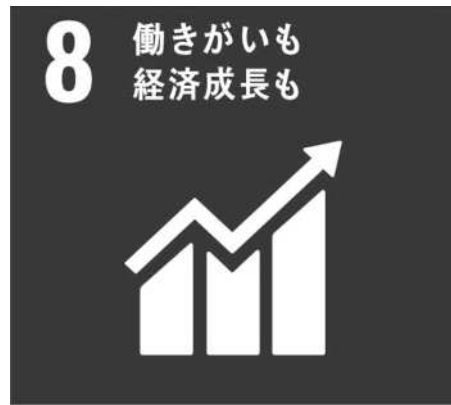
令和 2 年 3 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

### 提案理由

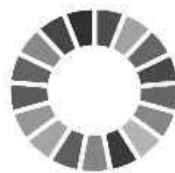
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 36 号）の一部の施行期日を定める政令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布に伴い、瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画（案）を策定するもの。

# 瑞穂市教育委員会 障害者活躍推進計画 (案)



《SDGs グローバル指標 8.5》

2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。



SDGs 17 目標：持続可能な開発目標

令和2年3月策定

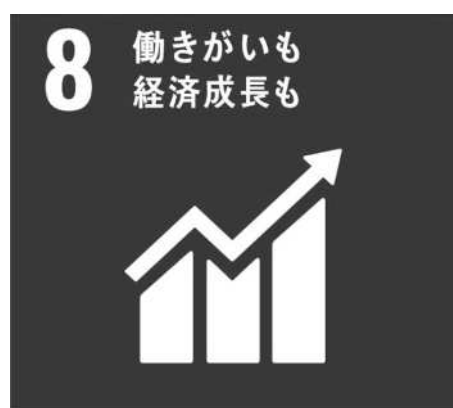
機 関 名	瑞穂市教育委員会
任命権者	瑞穂市教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
瑞穂市教育委員会における障害者雇用に関する課題	<p>瑞穂市教育委員会においては、瑞穂市（市長部局）との合算による障害者任免状況通報の特例認定を受けており、令和元年6月1日現在では、法定雇用率を満たしている。</p> <p>令和3年4月より前に法定雇用率の引き上げも予定されているため、引続き法定雇用率の達成を目指す上で、障害者である職員が活躍するためには、各課の理解と協力のもと、体制整備や取り組みが必要である。</p>
目 標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）  <u>各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を達成する。</u>  ※特例認定を受けており、瑞穂市教育委員会と瑞穂市（市長部局）との合算。</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.92%  （評価方法）毎年6月1日の任免状況通報により把握・進捗管理する。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年6月1日の任免状況通報により、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として、教育次長を選任する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、健康管理医及び所属長（支援担当者））を整備するとともに、職員へ庁内LAN等によって周知する。</p> <p>○組織外の関係機関（岐阜労働局、岐阜公共職業安定所等）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
(2)人材面	<p>○障害者である職員が配属されている部署の職員を中心に、厚生労働省障害者雇用対策課又は労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。</p>



<b>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</b>	
	<p>○現に勤務する障害者である職員や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務の選定及び創出について検討を行う。</p> <p>○新規採用時、又は人事評価面接時等に面談を行い、障害者である職員と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
<b>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</b>	
<b>(1) 職務環境</b>	<p>○基礎的環境整備として、障害者の利用しやすい環境に配慮した設備のほか、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。</p> <p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障害者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
<b>(2) 募集・採用</b>	<p>○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、瑞穂市（市長部局）とも連携し、協議したうえで障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。 また、本採用までに少ない勤務時間での慣らし期間を設ける等障害特性への配慮を検討する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </p>
<b>(3) 働き方</b>	<p>○柔軟な時間管理制度の利用を促進する。</p> <p>○年次有給休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
<b>(4) その他の人事管理</b>	<p>○定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>

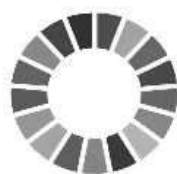
4. その他	
	<ul style="list-style-type: none"><li>○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</li><li>○「瑞穂市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、これまでの実績に限られることなく、その内容や調達先施設等を広げるなど、目標金額を達成するため、全庁的に取り組む。</li></ul>

# 瑞穂市障害者活躍推進計画 (案)



《SDGs グローバル指標 8.5》

2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。



SDGs 17 目標：持続可能な開発目標

令和2年3月策定

機 関 名	瑞穂市
任命権者	瑞穂市長
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
瑞穂市における障害者雇用に関する課題	<p>過去において、法定雇用率が未達成であったため、積極的な採用活動を行い、令和元年6月1日現在では、法定雇用率を達成するに至っている。</p> <p>令和3年4月より前に法定雇用率の引き上げも予定されているため、引続き法定雇用率の達成を目指す上で、障害者である職員が活躍するためには、各課の理解と協力のもと、体制整備や取り組みが必要である。</p>
目 標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）  <u>各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を達成する。</u>  ※特例認定を受けており、瑞穂市と瑞穂市教育委員会との合算。</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.92%  （評価方法）毎年6月1日の任免状況通報により把握・進捗管理する。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年6月1日の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として、総務部長を選任する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、健康管理医及び所属長（支援担当者））を整備するとともに、職員へ庁内LAN等によって周知する。</p> <p>○組織外の関係機関（岐阜労働局、岐阜公共職業安定所等）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
(2)人材面	<p>○障害者である職員が配属されている部署の職員を中心に、厚生労働省障害者雇用対策課又は労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。</p>

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障害者である職員や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務の選定及び創出について検討を行う。</p> <p>○新規採用時、又は人事評価面接時等に面談を行い、障害者である職員と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<p>○基礎的環境整備として、障害者の利用しやすい環境に配慮した設備のほか、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。</p> <p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障害者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2)募集・採用	<p>○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。 また、本採用までに少ない勤務時間での慣らし期間を設ける等障害特性への配慮を検討する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
(3)働き方	<p>○柔軟な時間管理制度の利用を促進する。</p> <p>○年次有給休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
(4)その他の人事管理	<p>○定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>

4. その他	
	<ul style="list-style-type: none"><li>○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</li><li>○「瑞穂市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、これまでの実績に限られることなく、その内容や調達先施設等を広げるなど、目標金額を達成するため、全庁的に取り組む。</li></ul>

# 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）の概要

## 改正の趣旨

障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 障害者の活躍の場の拡大に関する措置

#### (1) 国及び地方公共団体に対する措置

- ① 国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないこととする。
- ② 厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとし、国及び地方公共団体は、同指針に即して、障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならないこととする。
- ③ 国及び地方公共団体は、障害者雇用推進者（障害者雇用の促進等の業務を担当する者）及び障害者職業生活相談員（各障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者）を選任しなければならないこととする。
- ④ 国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した障害者の任免状況を公表しなければならないこととする。
- ⑤ 国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、公共職業安定所長に届け出なければならないこととする。

#### (2) 民間の事業主に対する措置

- ① 短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者（特定短時間労働者）を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設する。
- ② 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主（常用労働者300人以下）を認定することとする。

### 2. 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

- (1) 厚生労働大臣又は公共職業安定所長による国及び地方公共団体に対する報告徴収の規定を設ける。
- (2) 国及び地方公共団体並びに民間の事業主は、障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類を保存しなければならないこととする。
- (3) 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化するとともに、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする。

## 施行期日

平成32年4月1日（ただし、1. (1)①及び2. (1)については公布の日（令和元年6月14日）、1. (1)③④⑤並びに2. (2)及び(3)については公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日）

## 障害者活躍推進計画の作成・公表

- 法定雇用率を達成していない国及び地方公共団体の機関においては、法定雇用率の速やかな達成に向けた取組を進めることが求められている一方で、障害者が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進める等、雇用の質を確保するための取組を確実に推進することが必要である。
- このため、国及び地方公共団体の機関において、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障害者活躍推進計画）を作成・公表することとする。
- また、国及び地方公共団体の機関が適切に計画を作成・実施することができるよう、厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画の作成に関する指針を示すこととする。

### 障害者活躍推進計画の概要

- 国及び地方公共団体の機関は、障害者活躍推進計画作成指針に即して、障害者活躍推進計画を作成・公表。

#### <障害者活躍推進計画の概要イメージ>

計画期間：概ね2～5年間

障害者活躍推進計画における取組例

(1) 障害者の活躍推進に関する基礎的事項

① 組織内の体制整備のための取組、② 障害者雇用に関する理解促進のための取組、③ 職務の選定・創出のための取組

(2) 障害者の採用に関する事項

① 募集・採用に関する取組、② 職員の任用上の措置

(3) 障害者が職場定着し活躍できる職場づくりに関する事項

① 職場環境整備のための取組、② 人事労務管理に関する取組

- 国及び地方公共団体の機関は、毎年少なくとも1回、障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況を公表。
- 厚生労働大臣は、国又は地方公共団体の求めに応じ、障害者活躍推進計画の作成に関し必要な助言を行うことができる。



議案第 10 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、瑞穂市会計年度任用職員の任用等に際し関係教育委員会規則の整備を行うもの。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第2号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

(瑞穂市学校運営協議会規則の一部改正)

第1条 瑞穂市学校運営協議会規則（平成30年瑞穂市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

第3条中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改める。

第4条第1項中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。

第5条第2項中「第47条の6第2項」を「第47条の5第2項」に改める。

第13条第2項中「第47条の6第9項」を「第47条の5第9項」に改める。

(瑞穂市社会教育指導員設置規則の一部改正)

第2条 瑞穂市社会教育指導員設置規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「委嘱」を「任用」に改める。

第3条の見出しを「（任用）」に改め、同条第1項中「任命する」を「任用する」に改め、同条第2項中「非常勤」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」に改める。

第4条第1項中「1年」を「その任用の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

(瑞穂市招致外国青年設置規則及び瑞穂市招致外国青年任用規則の廃止)

第3条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 瑞穂市招致外国青年設置規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第7号）

(2) 瑞穂市招致外国青年任用規則（平成19年瑞穂市教育委員会規則第6号）

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則及び同告示の制定についての概要

- 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

### 【第1条関係】瑞穂市学校運営協議会規則の一部改正

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条の繰り上げによる。

(第47条の6→第47条の5)

### 【第2条関係】瑞穂市社会教育指導員設置規則の一部改正

制度の厳格化により嘱託職員・補助職員より会計年度任用職員による職務となるため改正する。また、これにより年より年度を単位とした任期となるため改正する。

(職務内容を指定したいため、規則の廃止はおこなわない。)

＜説明＞

- ・嘱託職員＝非常勤の職員（短時間勤務職員）で条例、規則に規定を要する。  
(現行条例の別表の一部を廃止)
- ・補助職員＝期間（1年）を定めて補助的に雇用する職員。（廃止）
- ・会計年度任用職員＝特別職、臨時的任用の厳格化により、会計年度を超えない範囲内で置かれる職員。

### 【第3条関係】瑞穂市招致外国青年設置規則及び瑞穂市招致外国青年任用規則の廃止

制度を終了する。

(事業については、委託業務として継続する。)

- 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する告示

### 【第1条関係】瑞穂市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部改正

職種の規定の削除。

(センター長は非常勤とし、子育て相談員をもって充てる。)

(職務内容を指定したいため要綱の廃止はおこなわない。)

## 【第2条関係】瑞穂市利用者支援事業実施要綱の一部改正

職種の規定の削除。

- (専任職員は非常勤とし、子育て相談員をもって充てる。)
- (職務内容を指定したいため要綱の廃止はおこなわない。)

## 【第3条関係】瑞穂市子育て相談員設置要綱の一部改正

職種の規定の削除。指示者の追加。

- (専任職員は非常勤とし、子育て相談員をもって充てる。)
- (職務内容を指定したいため要綱の廃止はおこなわない。)

## 【第4条関係】次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 瑞穂市社会教育推進員設置要綱  
(職務内容を一般にも知らしめたいため規則に改める。)
- (2) 瑞穂市青少年育成推進員設置要綱  
(職務内容を一般にも知らしめたいため規則に改める。)
- (3) 瑞穂市教育相談員設置要綱  
(業務は継続。職務内容は事務分掌等にて指定する。)
- (4) 瑞穂市適応指導教室教育相談補助員設置要綱  
(制度を終了する。)
- (5) 瑞穂市立小中学校「心の教室相談員」設置要綱  
(業務は継続。職務内容は事務分掌等にて指定。)
- (6) 瑞穂市外国語指導助手設置要綱  
(制度を終了する。事業については、委託業務として継続する。)
- (7) 瑞穂市学校等生活支援員設置要綱  
(業務は継続。職務内容は事務分掌等にて指定。)
- (8) 瑞穂市学校日本語指導員派遣要綱  
(業務は継続。職務内容は事務分掌等にて指定。)
- (9) 瑞穂市部活動に係る社会人指導者派遣事業実施要綱  
(業務は継続。任用制度ボランティア的職務のため廃止。)
- (10) 瑞穂市小学校理科支援員設置要綱  
(業務は継続。職務内容は事務分掌等にて指定。)
- (11) 瑞穂市外国人児童生徒支援員派遣要綱  
(業務は継続。職務内容は事務分掌等にて指定。)

議案第 1 1 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
教育委員会告示の整備に関する告示の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委  
員会告示の整備に関する告示案を別紙のとおり提出する。

令和 2 元年 3 月 2 3 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9  
号）の施行に伴い、瑞穂市会計年度任用職員の任用等に際し関係教育委員会要  
綱の整備を行うもの。

瑞穂市教育委員会告示第6号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和2年3月23日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明



地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示の制定について

(瑞穂市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部改正)

第1条 瑞穂市地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成22年瑞穂市教育委員会告示第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削る。

(瑞穂市利用者支援事業実施要綱の一部改正)

第2条 瑞穂市利用者支援事業実施要綱(平成26年瑞穂市教育委員会告示第20号)の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

(瑞穂市子育て相談員設置要綱の一部改正)

第3条 瑞穂市子育て相談員設置要綱(平成22年瑞穂市教育委員会告示第25号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条の見出しを「(任用)」に改め、同条第1項中「任命する」を「任用する」に改め、同条第2項を削り、同条を第2条とする。

第4条第5項を第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加え、同条を第3条とする。

(5) 各所属長の指示する業務

第5条第2項を削り、同条を第4条とする。

(瑞穂市社会教育推進員設置要綱等の廃止)

第4条 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 瑞穂市社会教育推進員設置要綱(平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号)

(2) 瑞穂市青少年育成推進員設置要綱(平成15年瑞穂市教育委員会告示第4号)

(3) 瑞穂市教育相談員設置要綱(平成17年瑞穂市教育委員会告示第4号)

(4) 瑞穂市適応指導教室教育相談補助員設置要綱(平成17年瑞穂市教育委員会告示第5号)

(5) 瑞穂市立小中学校「心の教室相談員」設置要綱(平成17年瑞穂市教

育委員会告示第6号)

- (6) 瑞穂市外国語指導助手設置要綱 (平成18年瑞穂市教育委員会告示第7号)
- (7) 瑞穂市学校等生活支援員設置要綱 (平成19年瑞穂市教育委員会告示第4号)
- (8) 瑞穂市学校日本語指導員派遣要綱 (平成25年教育委員会告示第8号)
- (9) 瑞穂市部活動に係る社会人指導者派遣事業実施要綱 (平成29年瑞穂市教育委員会告示第2号)
- (10) 瑞穂市小学校理科支援員設置要綱 (平成31年瑞穂市教育委員会告示第6号)
- (11) 瑞穂市外国人児童生徒支援員派遣要綱 (平成31年瑞穂市教育委員会告示第9号)

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

議案第12号

瑞穂市社会教育推進員設置規則について

瑞穂市社会教育推進員設置規則案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

社会教育推進員を設置するため必要な規則を制定するもの。

瑞穂市社会教育推進員設置規則をここに公布する。

令和2年3月23日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会告示第7号

○瑞穂市社会教育推進員設置規則

令和2年3月23日  
教育委員会規則第3号

(設置)

第1条 社会教育の振興及び地域における実践活動を推進するため、瑞穂市社会教育推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(職務)

第2条 推進員は、それぞれの自治会及び瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と密接な連携を図り、次に掲げる事項を自治会の実状に応じて推進する。

- (1) 集会所等の活用による自治会の社会教育事業の企画推進
- (2) 市民の健康及び体力の推進を図るための体育活動の奨励
- (3) 教育委員会が行う学級、講座その他文化的社会教育事業等の奨励
- (4) 青少年の健全な育成及び非行の防止

2 前項に規定するもののほか、推進員は、他の自治会と連携を図り、社会教育に必要なことを推進する。

(委嘱)

第3条 推進員は、自治会長から推薦のあった者のうちから適当と認められるものを、教育委員会が委嘱する。

2 自治会長は、次の基準により、前項の推薦を行う。

- (1) 地域の事情に精通し、社会教育に熱意を有すること。
- (2) 健康で活動力があり、社会教育活動に積極的に協力できること。

(定数)

第4条 推進員の定数は、1自治会につき1人とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合には、2人以上置くことができる。

(任期)

第5条 任期は、2年とする。ただし、補欠による推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に第3条の規定により委嘱される推進員の任期は、第5条の規定にかかわらず、委嘱された日から令和3年3月31日までとする。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、瑞穂市社会教育推進員設置要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

議案第13号

瑞穂市青少年育成推進員設置規則について

瑞穂市社会教育推進員設置規則案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

青少年育成推進員を設置するため必要な規則を制定するもの。

瑞穂市青少年育成推進員設置規則をここに公布する。

令和2年3月23日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第4号



○瑞穂市青少年育成推進員設置規則

令和2年3月23日  
教育委員会規則第4号

(設置)

第1条 青少年育成運動の趣旨徹底と、地域における実践活動を推進するため、瑞穂市青少年育成推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(職務)

第2条 推進員は、青少年育成瑞穂市民会議及びその他の関係団体並びに地域住民と密接な連携を保って、青少年育成運動の普及徹底を図るとともに、地域の実態に応じた実践活動が展開されるよう指導助言し、担当区域における推進活動の中心的役割を果たすものとする。

(委嘱)

第3条 推進員は、次の基準に該当する者のうちから、瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 地域の実状に精通し、青少年の健全な育成に熱意を有すること。
- (2) 健康で活動力があり、指導者としての能力を有すること。

(定数)

第4条 推進員の定数は、10人以内とする。

(任期)

第5条 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠による推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(連絡及び協調)

第6条 推進員は、岐阜県青少年育成推進指導員及び他の地域を担当する推進員と相互に密接に連絡し、協力するものとする。

(その他)

第7条 推進員の担当区域その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第14号

瑞穂市学校評議員会運営要綱を廃止する告示について

瑞穂市学校評議員会運営要綱（平成19年教育委員会告示第5号）を廃止する告示案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

瑞穂市立小中学校管理規則（平成15年教育委員会規則第8号）並びに瑞穂市立幼稚園管理規則（平成15年教育委員会規則第13号）の一部改正に伴い、瑞穂市学校評議員会運営要綱を廃止するもの。

教育委員会告示第9号

瑞穂市学校評議員会運営要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和2年3月23日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

瑞穂市学校評議員会運営要綱を廃止する告示

瑞穂市学校評議員会運営要綱（平成19年教育委員会告示第5号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

議案第15号

瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について

瑞穂市給食センター運営規則（平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号）の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

令和2年度より学校給食事業特別会計を廃止し、一般会計へ移行することに伴い、給食費を改定する必要があるため、瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正するもの。

瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第5号

## 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則

瑞穂市給食センター運営規則（平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「一人あたり」を「1人当たり」に改め、同項第1号中「児童」の次に「及び職員」を加え、同項第2号を削り、同項第3号中「生徒」の次に「及び職員」を加え、同号を同項第2号とし、第4号を削り、同項第5号中「幼稚園児」の次に「及び職員」を加え、同号を同項第3号とし、第6号を削り、同項第7号中「4,830円」を「4,740円」に改め、同号を同項第4号とする。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

瑞穂市給食センター運営規則（平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（給食費）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給食費の額は、<u>1人当たり</u>次のとおりとする。ただし、給食月数が1回の場合にあっては、8月は徴収しないものとする。</p> <p>(1) 小学校の児童<u>及び職員</u> 月額4,020円</p> <p><u>(2)</u> 中学校の生徒<u>及び職員</u> 月額4,740円。ただし、3年生の3月分は、2,320円とする。</p> <p><u>(3)</u> 幼稚園児<u>及び職員</u> 月額3,710円</p> <p><u>(4)</u> 給食センター職員 月額<u>4,740円</u></p>	<p>（給食費）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給食費の額は、<u>一人あたり</u>次のとおりとする。ただし、給食月数が1回の場合にあっては、8月は徴収しないものとする。</p> <p>(1) 小学校の児童_____ 月額4,020円</p> <p><u>(2)</u> <u>小学校の職員</u> 月額4,100円</p> <p><u>(3)</u> 中学校の生徒_____ 月額4,740円。ただし、3年生の3月分は、2,320円とする。</p> <p><u>(4)</u> <u>中学校の職員</u> 月額4,830円</p> <p><u>(5)</u> 幼稚園児_____ 月額3,710円</p> <p><u>(6)</u> <u>幼稚園の職員</u> 月額3,780円</p> <p><u>(7)</u> 給食センター職員 月額4,830円</p>

議案第16号

瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する告示について  
瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱（令和元年瑞穂市教育委員会告示第  
22号）の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

令和2年度より学校給食事業特別会計を廃止し、一般会計へ移行することに  
伴い、給食費を改定する必要があるため、瑞穂市給食センター給食費減額取扱  
要綱の一部を改正するもの。



瑞穂市教育委員会告示第10号

瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月23日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する告示

瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱（令和元年瑞穂市教育委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「児童」の次に「及び職員」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「生徒」の次に「及び職員」を加え、同号を同条第2号とし、第4号を削り、同条第5号中「幼稚園児」の次に「及び職員」を加え、同号を同条第3号とし、第6号を削り、同条第7号中「270円」を「260円」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱（令和元年瑞穂市教育委員会告示第22号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（算定額）</p> <p>第3条 減額をするに当たり、給食1食に相当する額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校の児童及び職員 日額220円</p> <p>(2) 中学校の生徒及び職員 日額260円</p> <p>(3) 幼稚園児及び職員 日額210円</p> <p>(4) 給食センター職員 日額260円</p>	<p>（算定額）</p> <p>第3条 減額をするに当たり、給食1食に相当する額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校の児童_____ 日額220円</p> <p>(2) 小学校の職員 日額230円</p> <p>(3) 中学校の生徒_____ 日額260円</p> <p>(4) 中学校の職員 日額270円</p> <p>(5) 幼稚園児_____ 日額210円</p> <p>(6) 幼稚園の職員 日額220円</p> <p>(7) 給食センター職員 日額270円</p>

議案第 17 号

瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について  
瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

「公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 72 号）第 7 条の規定に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示されたため、瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正するもの。

瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第6号

## 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

瑞穂市立小中学校管理規則（平成15年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12章 補則（第41条）」を「第12章 業務量の管理（第4  
第13章 補則（第42条）」  
1条）」に改める。

第41条を第42条とする。

第12章を第13章とし、第11章の次に次の章を加える。

### 第12章 業務量の管理

（業務量の適切な管理）

第41条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（1） 1箇月について45時間

（2） 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（1） 1箇月について100時間未満

（2） 1年について720時間

（3） 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、

3 箇月、4 箇月及び5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1 箇月あたりの平均時間について8 0 時間

(4) 1 年のうち1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において4 5 時間を超えて業務を行う月数について6 箇月

3 前2 項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この附則は、令和2 年4 月1 日から施行する。

瑞穂市立小中学校管理規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○瑞穂市立小中学校管理規則</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第12章 業務量の管理</p> <p style="text-align: center;">（業務量の適切な管理）</p> <p>第41条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</p> <p>(1) 1箇月について45時間</p> <p>(2) 1年について360時間</p> <p>2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適</p>	<p style="text-align: center;">○瑞穂市立小中学校管理規則</p>



切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

#### 第13章 補則

(その他)

第42条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

#### 第12章 補則

(その他)

第41条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

議案第 18 号

瑞穂市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

瑞穂市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市学校運営協議会規則（平成 30 年瑞穂市教育委員会規則第 9 号）の施行により瑞穂市小中学校が学校運営協議会を設置するため、幼稚園管理規則の一部を改正するもの。

瑞穂市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第7号

## 瑞穂市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

瑞穂市立幼稚園管理規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とする。

第14条中「、第38条及び瑞穂市学校評議員会運営要綱（平成19年瑞穂市教育委員会告示第5号）」を削り、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（評議員の設置等）

第14条 一層開かれた園づくりを推進するために、諮問機関として評議員を置くことができる。

2 評議員は、次に掲げる者のうちから園長が委嘱し、教育委員会へ報告するものとする。

- (1) 保護者の代表
- (2) 民生委員・児童委員の代表
- (3) 地域住民の代表
- (4) 学識経験者

3 評議員は、次に掲げる事項を審議し、園長の求めに応じ、意見を述べ、助言を行う。

- (1) 幼稚園の経営方針及び管理運営に関すること。
- (2) 幼稚園・家庭・地域社会に関すること。
- (3) その他、園長が審議を必要と認めること。

4 評議員の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。

5 評議員に報酬は支給しない。

6 評議員は、職務上知り得た情報について、漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年4月1日より適用する。

瑞穂市立幼稚園管理規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第13号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○瑞穂市立幼稚園管理規則</p> <hr/> <p>略</p> <p style="text-align: center;">（評議員の設置等）</p> <p>第14条 <u>一層開かれた園づくりを推進するために、諮問機関として評議員を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>評議員は、次に掲げる者のうちから園長が委嘱し、教育委員会へ報告するものとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>保護者の代表</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>民生委員・児童委員の代表</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>地域住民の代表</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(4) <u>学識経験者</u></p> <p>3 <u>評議員は、次に掲げる事項を審議し、園長の求めに応じ、意見を述べ、助言を行う。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>幼稚園の経営方針及び管理運営に関すること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>幼稚園・家庭・地域社会に関すること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>その他、園長が審議を必要と認めること。</u></p> <p>4 <u>評議員の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。</u></p> <p>5 <u>評議員に報酬は支給しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">○瑞穂市立幼稚園管理規則</p> <hr/> <p>略</p>

6 評議員は、職務上知り得た情報について、漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(準用規定)

第15条 この規則に定めるもののほか、幼稚園の管理及び運営に関し必要な事項は、瑞穂市立小中学校管理規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第8号）第2条、第5条、第8条、第12条から第14条まで、第26条、第28条から第36条まで

\_\_\_\_\_の規定を準用する。この場合において、「学校」とあるのは「幼稚園」と、「校長」とあるのは「園長」と、「児童、生徒」とあるのは、「幼児」と読み替えるものとする。

(その他)

第16条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

略

(準用規定)

第14条 この規則に定めるもののほか、幼稚園の管理及び運営に関し必要な事項は、瑞穂市立小中学校管理規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第8号）第2条、第5条、第8条、第12条から第14条まで、第26条から第36条まで、第38条及び瑞穂市学校評議員会運営要綱（平成19年瑞穂市教育委員会告示第5号）の規定を準用する。この場合において、「学校」とあるのは「幼稚園」と、「校長」とあるのは「園長」と、「児童、生徒」とあるのは、「幼児」と読み替えるものとする。

(その他)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

略

議案第19号

瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について

瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

本田第2保育所及び南保育・教育センターの3号認定利用者の増に伴い、利用定員を変更するもの。

## 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令

瑞穂市立保育所運営規定（平成２９年瑞穂市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表本田第２保育所の項中「１２４」を「１２２」に改め、同項中「２４」を「２６」に改め、同表南保育・教育センターの項中「１９４」を「１９２」に、「２４」を「２６」に改める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。



瑞穂市立保育所運営規程（平成29年瑞穂市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
名称	2号利用定員 (3歳以上児)	3号利用定員		名称	2号利用定員 (3歳以上児)	3号利用定員	
		1、2歳児	0歳児			1、2歳児	0歳児
	人	人	人		人	人	人
本田第1保育所	124	24	2	本田第1保育所	124	24	2
本田第2保育所	122	26	2	本田第2保育所	124	24	2
別府保育所	180	88	12	別府保育所	180	88	12
牛牧第1保育所	90	—	—	牛牧第1保育所	90	—	—
牛牧第2保育所	174	44	2	牛牧第2保育所	174	44	2
西保育・教育センター	90	—	—	西保育・教育センター	90	—	—
中保育・教育センター	72	26	2	中保育・教育センター	72	26	2
南保育・教育センター	192	26	2	南保育・教育センター	194	24	2

## 議案第20号

### 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について

瑞穂市青少年育成推進員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会告示第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和2年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

### 提案理由

瑞穂市青少年育成推進員設置規則（令和2年瑞穂市教育委員会規則第4号）第3条の規定により、瑞穂市青少年育成推進員を委嘱するもの。

## 令和2年度～令和3年度瑞穂市青少年育成推進員

	氏名	性別	住所	担当	任期	年数	備考
1	武藤 輝夫	男		牛牧	R2.4.1～R4.3.31	27	平成11年4月1日から県より「岐阜県青少年育成推進指導員」として委嘱
2	長屋 正治	男		生津	R2.4.1～R4.3.31	20	
3	藤橋 克郎	男		穂積	R2.4.1～R4.3.31	17	
4	田村 和彦	男		本田	R2.4.1～R4.3.31	17	
5	村井 正人	男		南	R2.4.1～R4.3.31	11	
6	錦見 敦子	女		穂積	R2.4.1～R4.3.31	4	
7	森 厚子	女		牛牧	R2.4.1～R4.3.31	1	
8	馬淵 淳子	女		中	R2.4.1～R4.3.31	1	
9	矢野 幸子	女		西	R2.4.1～R4.3.31	1	

※ 年数は、令和元年度末までの年数

## 議案第 21 号

瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について

瑞穂市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会告示第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 1 項の規定により、瑞穂市スポーツ推進委員を委嘱するもの。

令和2・3年度 瑞穂市スポーツ推進委員名簿

	氏名	性別	住所	校区	任期	令和元年度迄の年数	備考
1	堤 卓雄	男		生津	R2. 4. 1~R4. 3. 31	38年	
2	広瀬 真弓	女		穂積	R2. 4. 1~R4. 3. 31	29年	
3	清水 澄子	女		本田	R2. 4. 1~R4. 3. 31	24年	
4	松尾 康史	男		牛牧	R2. 4. 1~R4. 3. 31	22年	
5	大友みゆき	女		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	20年	
6	宮川ひづる	女		生津	R2. 4. 1~R4. 3. 31	16年	
7	深水 絹子	女		生津	R2. 4. 1~R4. 3. 31	16年	
8	妻島はつ美	女		牛牧	R2. 4. 1~R4. 3. 31	14年	
9	今井 里絵	女		穂積	R2. 4. 1~R4. 3. 31	13年	
10	三木 利信	男		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	12年	
11	伊藤せつよ	女		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	12年	
12	廣瀬 兼展	男		本田	R2. 4. 1~R4. 3. 31	8年	
13	岡田 保彦	男		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	6年	
14	林 昌宏	男		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	6年	
15	吉田 厚司	男		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	6年	
16	岩田 肇	男		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	4年	
17	大滝 篤	男		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	4年	
18	溝川 哲哉	男		牛牧	R2. 4. 1~R4. 3. 31	2年	
19	三角 由加	女		生津	R2. 4. 1~R4. 3. 31	2年	
20	小森 勝	男		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	2年	
21	佐々木 淳子	女		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	2年	

## 意見聴取

瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の制定について  
瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱案を別添のとおり提出する。

令和2年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

## 提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が、放課後児童健全育成事業を行うに当たり、事業費に係る補助金を交付するため、要綱を制定するもの。

瑞穂市告示第48号

瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月27日

瑞穂市長 森 和 之

## 瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施について、瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第23号。以下「基準条例」という。）に基づき事業を実施する施設を設置し運営する者に対し、予算の範囲内において、瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、瑞穂市補助金交付規則（平成15年瑞穂市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、瑞穂市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（令和元年瑞穂市教育委員会告示第2号）第3条の規定により放課後児童健全育成事業開始届を事前に市長に届け出て、受理された事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める放課後児童健全育成事業実施要綱及び基準条例に基づき実施する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の小学校に就学している児童が対象であること。
- (2) 当該事業に係る施設に原則5名以上の利用者が在籍していること。ただし、年度途中の利用者減により5名を下回る場合は、この限りでない。
- (3) 利用料を徴収していること。
- (4) 当該事業に係る施設の利用者及び事業実施に必要な職員等について、補助事業者の責任において傷害保険、賠償責任保険その他必要な保険に加入していること。

(補助対象経費)



第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費として市長が別に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める算定基準により算出された額の合計額と当該事業の補助対象経費に係る実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、予算の範囲内において市長が定める。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に定める補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を法及び基準条例等関係法令に基づいて審査し、適当と認めるときには速やかに、補助金の交付の申請をした者に対し、規則第7条に定める補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の計画を変更しようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、関係資料を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、補助金の交付決定のあった年度の3月31日までに、規則第9条に定める補助事業実施報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定の通知を受けたときは、規則第11条に定める補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 市長は、規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知をした後において、補助事業完了前に補助事業者から補助金の請求があった場合は、補助金を概算払により交付することができる。

(関係書類の保存)

第12条 補助事業者は、規則第14条に定める書類、帳簿等を当該補助金の交付後10年保存しなければならない。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助金の種類	補助要件	算定基準
放課後児童健全育成事業補助金	事業を実施する市内所在の放課後児童クラブ等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額
小規模児童クラブ事業実施補助金	事業を実施する利用人数が10人に満たない、市内所在の放課後児童クラブ等	小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業実施要綱別表に定める基準額

## 意見聴取

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示について  
瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第145号）を  
廃止する告示を別紙のとおり提出する。

令和2年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

## 提案理由

幼児教育・保育の無償化に伴い、国の幼稚園就園奨励費補助事業が廃止され、子育てのための施設等利用給付に移行することから、瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止するもの。

瑞穂市告示第44号

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和2年3月25日

瑞穂市長 森 和 之

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第145号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

## 意見聴取

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部  
を改正する規則について

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正  
する規則について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和2年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

## 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員  
会規則の整備に関する規則、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示の制定及び教育委員  
会に対する事務委任及び補助執行の規則整備のため。

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

瑞穂市長

## 瑞穂市規則第 1 1 号

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第 1 条 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成 1 5 年瑞穂市規則第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表教育長の項中「瑞穂市私立保育所補助金交付要綱」を「瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱」に、「瑞穂市私立保育所施設整備補助金交付要綱」を「瑞穂市私立保育所等施設整備補助金交付要綱」に改め、「（平成 2 2 年瑞穂市告示第 1 4 5 号）」の次に「、瑞穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要綱（平成 3 0 年瑞穂市告示第 4 9 号）、瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和 2 年瑞穂市告示第 3 2 号）、瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱（令和 2 年瑞穂市告示第 3 6 号）」を加える。

第 2 条 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を次のように改正する。

第 3 条の表教育長の項中「、瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成 2 2 年瑞穂市告示第 1 4 5 号）」を削り、「（令和 2 年瑞穂市告示第 3 6 号）」の次に「、瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（令和 2 年瑞穂市告示第 4 8 号）」を加える。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条（瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱に係る部分に限る。）の規定による改正後の瑞穂市教育委員会に対する事務委任

及び補助執行に関する規則の規定は、令和元年10月1日から適用する。

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成15年瑞穂市規則第48号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
<p>（補助執行）</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる職員に、同表の右欄に掲げる事務(前条の規定により委任した事務を除く。)を補助執行させる。</p>		<p>（補助執行）</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる職員に、同表の右欄に掲げる事務(前条の規定により委任した事務を除く。)を補助執行させる。</p>	
職員	補助執行事項	職員	補助執行事項
教育長	<p>略</p> <p>6 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱(平成15年瑞穂市告示第22号)、瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱(平成18年瑞穂市告示第32号)、瑞穂市私立保育所等施設整備補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第34号)、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第144号)、<sup>※</sup>瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第145号)、瑞穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要綱(平成30年告示第49号)、瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第32号)、瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第36号)、瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱(令和2年瑞穂市告示第48号)に係る補助金の交付手続に関すること。</p> <p>略</p>	教育長	<p>略</p> <p>6 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱(平成15年瑞穂市告示第22号)、瑞穂市私立保育所 補助金交付要綱(平成18年瑞穂市告示第32号)、瑞穂市私立保育所 施設整備補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第34号)、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第144号)、<u>瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第145号)、</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に係る補助金の交付手続に関すること。</p> <p>略</p>

※ 第2条関係